

公益財団法人 大阪腎臓バンク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人大阪腎臓バンクと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市北区鶴野町4番11-709号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は大阪府域において腎・尿路疾患の予防及び治療に関する学術的研究を助成し、最善かつ十分な医療が施行できるよう、腎・尿路疾患の予防及び治療、血液浄化法並びに腎移植等に関する知識の普及啓発、腎提供希望者の登録等、腎不全治療に関する必要な事業を行い、もって住民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために大阪府域において次の事業を行う。

- (1) 腎不全予備疾患及び腎不全に関する学術調査、学術研究
- (2) 血液浄化法及び腎移植に関する学術研究助成
- (3) 腎・尿路疾患研究に関する注目すべき業績に対する褒賞
- (4) 腎・尿路疾患の予防と治療、血液浄化法及び腎移植に関する知識の普及啓発
- (5) 死後の腎臓提供希望者の登録
- (6) 腎移植に関する組織型検査
- (7) 腎不全治療に従事する者に対する教育及び訓練
- (8) 透析患者及び腎移植患者の社会復帰に対する協力
- (9) 血液浄化法及び腎移植に関する医師・医療機関相互の協力体制の樹立、海外諸団体との連絡及び情報の収集
- (10) 臓器移植コーディネーターの設置及び臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に定める臓器の移植医療推進のための協力支援
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとする

るときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員10名以上20名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

3 評議員会会長は、評議員の互選により選出する。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号、以下「一般社団・財団法人法」という。)第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外のものであって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人

(評議員の任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
(評議員に対する報酬等)
- 第 13 条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うための費用を弁償することが出来る。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、財産目録並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれにあたる。

2 評議員会会長が欠けたとき又は事故があるときは、評議員会において出席した評議員から選任する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の

過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、評議員の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上 30名以内（うち会長1名、副会長3名以内、理事長1名、副理事長3名以内、常任理事5名以内）
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち会長、副会長、理事長、副理事長を一般社団・財団法人法に関する法律上の代表理事とし、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は評議員会の議決によって選任する。

- 2 会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議により理事の中から選任する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 6 理事又は監事に異動があったときには、理事長は2週間以内に登記し遅滞なくその旨を大阪府知事に届けなければならない。

（理事の職務・権限）

- 第24条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、この定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務の大綱を総覧する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長の指示するところにより、その職務を執行する。また、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の定めた順序によりその職務を代行する。
 - 4 理事長は、この定款で定めるところにより、この法人の業務を統括する。また、副会長に事故あるときには、その職務を代行する。
 - 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 6 常任理事は、この法人の職務を分掌し執行する。
 - 7 第2項から第6項に掲げる理事は、毎事業年度ごとに、4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）

- 第25条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員任期）

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了するときとする。
 - 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権

利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事・監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うための費用を弁償することができる。

(責任免除)

第29条 役員一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉顧問及び顧問)

第30条 この法人には、名誉顧問及び顧問若干名をおくことができる。

2 名誉顧問及び顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 名誉顧問及び顧問は、会長の諮問に答えるとともに、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、決議に加わることはできない。

(学術委員)

第31条 この法人に、学術委員50名以内を置く。

2 学術委員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 学術委員は、この法人が行う腎不全医療の推進方策について、専門的見地から提言を行う。また、理事会に出席して、事業計画、収支予算、事業報告、貸借対照表及び損益計算書等について意見を述べるすることができる。ただし、決議に加わることはできない。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集しその議長となる。理事長に事故あるときは、第24条

5項の定めるところにより副理事長がこれにあたることとし、副理事長に事故あるときは理事会の決議により定めた者がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第38条 この法人に賛助会員を置く。

2 賛助会員は、別に定める賛助会費を納入するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に、法令に定める期間掲示する方法とする。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 44 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 45 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第 12 章 雑則

(事務局)

第 46 条 この法人に事務局を置き、事務局長及び重要な職員の任免は理事会の決議により理事長が行う。

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 旧財団法人大阪腎臓バンク寄附行為（昭和 55 年 6 月 6 日 大阪府知事認可）に基づいて設置されていた評議員、評議員会及び理事会の規定は、これを廃止する。
- 4 この法人の最初の評議員は、別紙評議員名簿記載のとおりとする。
- 5 この法人の最初の代表理事は、領木新一郎、幡掛大輔、園田孝夫、岸本武利、栗田 孝とする。
- 6 この定款は、平成 27 年 5 月 28 日に一部変更した。

- 7 この定款は平成 30 年 5 月 30 日に一部変更した。
- 8 この定款は令和元年 5 月 29 日に一部変更した。

別表 基本財産

| 財産種別 | 場所・物量等 |
|-------------|--------------|
| 投資有価証券、定期預金 | 60,000,000 円 |